

浜松市老人クラブ活動費交付金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を展開し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与する老人クラブについて、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、予算の範囲内において活動資金を助成する。その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年規則第17号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、老人クラブとは、浜松市老人クラブ連合会に加入している老人クラブをいう。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、次の各号を全て満たす老人クラブとする。

- (1) 会員の年齢がおおむね60歳以上であること。
- (2) 会員数がおおむね30人以上であること。
- (3) 第4条に掲げる活動が恒常的に行われていること。
- (4) クラブ活動が民主的かつ自主的なものであり、会員の互選により選出された代表者が置かれていること。
- (5) 会員が定期的に会費を負担していること。

(対象となる活動)

第4条 本要綱の規定による助成の対象となる老人クラブ活動は、次に掲げるいずれかの活動を実施している場合とする。

- (1) 友愛訪問活動 ひとり暮らし高齢者等への声かけ活動 等
- (2) 清掃、奉仕活動 集会所の清掃、地域で管理している草花の手入れ活動 等
- (3) 地域見守り活動 児童の登下校時の交通安全見守り活動 等
- (4) 教養活動 教養講座の開催、施設見学 等
- (5) 健康づくり活動 ラジオ体操やスポーツ活動等の健康増進に寄与する活動
- (6) その他の活動 上記以外の交付の対象として市長が認める活動

(交付金額)

第5条 交付金は、次の各号に定めるところにより算出した額の合計額とする。これを年額とし、年度途中で活動の開始又は休止があった場合には、これを12で除した額に次項に規定する延活動月数を乗じて得た額を交付するものとする。

- (1) 会員割 会員数 × 5 0 0 円
(2) 均等割 会員数 9 9 人まで 4 7 , 0 0 0 円
 会員数 1 0 0 人から 1 9 9 人まで 8 2 , 0 0 0 円
 会員数 2 0 0 人以上 1 1 7 , 0 0 0 円

2 延活動月数は、活動の開始又は休止の日の属する月を含めて算出する。

3 第 1 項の規定により算出した額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第 6 条 交付金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類により市長に申請しなければならない。

- (1) 交付申請書 (第 1 号様式)
(2) 事業計画書 (第 2 号様式)
(3) 収支予算書 (第 3 号様式)

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により交付申請があった場合、速やかに内容を精査し、適当であると認めるときは、交付決定通知書 (第 4 号様式) により申請者へ通知するものとする。

(変更の承認申請)

第 8 条 交付申請をした者が、その内容を変更したときは、変更の事由が生じた日から 1 0 日以内に、次に掲げる書類により変更の承認の申請をしなければならない。

- (1) 変更承認申請書 (第 5 号様式)
(2) 変更収支予算書 (第 6 号様式、収支に変更がない場合には不要)

(変更の通知)

第 9 条 市長は、前条の規定により変更承認申請があった場合、その内容を精査し、適当であると認めるときは変更交付決定通知書 (第 7 号様式) により申請者へ通知するものとする。

(完了の報告)

第 1 0 条 交付決定通知を受けた者は、交付対象事業が完了したときは、事業完了後 3 0 日以内又は別に定める日までに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 完了報告書 (第 8 号様式)
(2) 事業実績書 (第 9 号様式)

(3) 収支決算書 (第 1 0 号様式)

(確定の通知)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により完了の報告があった場合、その内容を精査し、適当であると認めるときは、交付金の額を確定し、交付確定通知書 (第 1 1 号様式) により申請者へ通知するものとする。

(請求)

第 1 2 号 前条の規定により確定通知を受けた者は、交付確定通知書の受領後 1 0 日以内に請求書 (第 1 2 号様式) を市長に提出し、交付請求をしなければならない。

(概算払いの承認)

第 1 3 条 前条の規定にかかわらず、概算払いを必要とする者は、概算払いを要する日の 3 0 日前までに、概算払承認申請書 (第 1 3 号様式) を市長に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第 1 4 条 前条の規定により概算払承認申請を行った者は、別に定める日までに概算払請求書 (第 1 4 号様式) を市長に提出し、交付請求をしなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 5 5 年 1 2 月 1 日から施行し、昭和 5 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 2 月 1 日から施行し、平成 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 3 年度分の補助金から適用する

附 則

- 1 この要綱は平成 1 7 年 7 月 1 日から施行し、平成 1 7 年度分の補助金から適用する。
- 2 旧浜北市、旧天竜市、旧浜名郡舞阪町、旧浜名郡雄踏町、旧引佐郡細江町、旧引佐郡引佐町、旧引佐郡三ヶ日町、旧周智郡春野町、旧磐田郡佐久間町、旧磐田郡水窪町、旧磐田郡龍山村 (以下「編入市町村」という。) の区域に所在する老人クラブに対する補助金については、本要綱の定めにかかわらず、平成 1 8 年度までに限り編入市町村における従前の補助方法にて扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度から平成27年度までの補助金に適用する。
- 2 「浜松市老人クラブ活動費補助金交付要綱に関する内規」は廃止する。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地	
会の名称	
役職・氏名	
電話番号	

交付申請書

下記のとおり、 年度浜松市老人クラブ活動費交付金を交付されたく、申請いたします。

記

- 1 交付対象事業等の目的・内容及びその効果
- 2 交付対象事業等の経費の配分・経費の使用法(収支の計画)・当該交付対象事業の遂行に関する計画並びに完了予定日(事業の計画)
別紙予算書、事業計画書のとおり
- 3 交付対象事業等の経費のうち、交付金によってまかなわれる部分以外の負担方法
別紙予算書のとおり
- 4 交付対象事業等に関して生ずる収入金の有無
- 5 交付を受けようとする交付金の額
- 6 会員の状況

	60歳未満	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
男	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人

第2号様式

事業計画書

年度(年 月 日 ~ 年 月 日)

	活動の内容			
1	友愛訪問活動	実施	する	しない
	[内 容]			
2	清掃奉仕活動	実施	する	しない
	[内 容]			
3	地域見守り活動	実施	する	しない
	[内 容]			
4	教養活動	実施	する	しない
	[内 容]			
5	健康づくり活動	実施	する	しない
	[内 容]			
6	その他の活動	実施	する	しない
	[内 容]			

第3号様式

収支予算書

年度

【歳入】

科目	予算額	付記
1 会費		
2 交付金		
3 寄付金		
4 雑収入		
5 繰越金		
合計		

【歳出】

科目	予算額	付記
1 事務費		
2 活動費		
3 負担金		
4 雑支出		
合計		

第4号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

(老人クラブ名)

(役職・氏名)

浜松市長

交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、浜松市老人クラブ活動費交付金として、下記のとおり決定します。

記

金額		拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---

条 件

- 1 交付金は、当該交付対象事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 交付対象事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は、遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 交付対象事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該交付金の全部又は、一部の返還を命ずることがある。
- 5 事業完了の日から起算して30日以内、又は別に定める日のいずれか早い日までに、交付金交付要綱に指定する様式により、交付対象事業完了報告書を市長に提出すること。
- 6 規則第17条第1項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 7 交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 8 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

第5号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地	
会の名称	
役職・氏名	
電話番号	

変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた
浜松市老人クラブ活動費交付金を、次のとおり変更したいので、承認されるよう申請いた
します。

1 変更の理由

2 変更の内容

第6号様式

変更収支予算書

年度

【歳入】

科目	予算額	付記
1 会費		
2 交付金		
3 寄付金		
4 雑収入		
5 繰越金		
合計		

【歳出】

科目	予算額	付記
1 事務費		
2 活動費		
3 負担金		
4 雑支出		
合計		

第7号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

変更交付決定通知書

年 月 日付浜松市指令 第 号で交付決定した 年度浜松市老人クラブ活動費交付金に係る補助事業について、 年 月 日付変更承認申請書による申請内容を承認します。また、あわせて交付金の交付決定金額 円を 円に変更決定します。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地	
会の名称	
役職・指名	
電話番号	

完了報告書

年 月 日付浜松市指令 第 号に係る事業が、下記のとおり完了したので、報告します。

記

- 1 完了の年月日 年 月 日
- 2 事業の内容・成果
別紙のとおり
- 3 収支状況並びに交付対象事業等により生ずる収入金
別紙のとおり
- 4 交付金の交付申請書と相違した場合はその理由
- 5 交付確定を受けたい額
- 6 その他

事業実績書

年度(年 月 日 ~ 年 月 日)

	活動の内容			
1	友愛訪問活動	実施	した	していない
	[内 容]			
2	清掃奉仕活動	実施	した	していない
	[内 容]			
3	地域見守り活動	実施	した	していない
	[内 容]			
4	教養活動	実施	した	していない
	[内 容]			
5	健康づくり活動	実施	した	していない
	[内 容]			
6	その他の活動	実施	した	していない
	[内 容]			

第10号様式

収支決算書

年度

【歳入】

科目	決算額	付記
1 会費		
2 交付金		
3 寄付金		
4 雑収入		
5 繰越金		
合計		

【歳出】

科目	決算額	付記
1 事務費		
2 活動費		
3 負担金		
4 雑支出		
合計		

収入支出差引額 円は翌年度へ繰越。

第 1 1 号様式

浜健高第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付確定通知書

年 月 日付交付対象事業完了報告書を審査した結果、下記の金額を浜松市老人クラブ活動費交付金として確定します。

記

金額		拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---

第12号様式

請 求 書

金 _____ 円也

ただし、浜松市老人クラブ活動費交付金

交付確定額 _____ 円

受入済額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

上記の金額を請求いたします。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地	
会の名称	
役職・氏名	
電話番号	

交付金は次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所
預金種別及び口座番号	普通預金 第 _____ 号 当座預金	
口座名義 カタカナで記入		

第13号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地	
会の名称	
役職・氏名	
電話番号	

概算払承認申請書

このことについて、下記のとおり概算払い願いたく申請いたします。

記

- 1 概算払いを必要とする理由
- 2 概算払いを必要とする金額
- 3 概算払いを必要とする期日

概算払請求書

金 _____ 円也

ただし、浜松市老人クラブ活動費交付金

交付決定額 _____ 円

受入済額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

上記の金額を請求いたします。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地	
会の名称	
役職・氏名	
電話番号	

交付金は次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別及び口座番号	普通預金 第 _____ 号 当座預金	
口座名義 カタカナで記入		